

大阪府	ランスタッド・仙台支店 国家試験係	3 試験科目及び試験方法	(1) 試験科目 医療概論（医学史を除く。）、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論・経絡経穴概論、あん摩マッサージ指圧理論及び東洋医学臨床論
	宮城県仙台市青葉区中央 1 丁目 2 番 3 号 仙台マークワン15階		
	ランスタッド・試験監督事業部 国家試験係		
	東京都江東区有明 3 丁目 6 番11号 T F Tビル東館 7階		
	ランスタッド・名古屋伏見事業所 国家試験係		
大阪府	愛知県名古屋市中区栄 1 丁目24番15号 プライム名古屋伏見ビル 2階	(2) 試験方法 筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。	ア 拡大文字、超拡大文字又は点字による受験 イ アの方法と試験問題を録音したDAISYーCDの使用又は試験問題の読み上げの併用による受験 ただし、文部科学大臣の認定した学校の長又は厚生労働大臣の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。
	ランスタッド・大阪支店 国家試験係		
	大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 2 番22号 ハービスE N Tオフィスタワー18階		
	ランスタッド・広島支店 国家試験係		
	広島県広島市中区本通 6 番11号 明治安田生命広島本通ビル 8階		
大阪府	ランスタッド・高松支店 国家試験係	ウ 照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験	4 受験資格
	香川県高松市番町 1 丁目 6 番 8 号 高松興銀ビル 8階		
	ランスタッド・福岡支店 国家試験係		
	福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 6 番 8 号 天神ツインビル 9階		
	人材派遣センターオキナワ 国家試験係		
大阪府	沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 7 番 1 号 琉球リース総合ビル 9階	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第 1 項の規定により大学に入学することのできる者（法第 2 条第 1 項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第 2 項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第18条の規定により学校教育法第90条第 1 項の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、3 年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和 8 年 3 月12日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）	(2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第2条第 1 項の規定により、第34回あん摩マッサージ指圧師国家試験を次のとおり施行する。
	あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行		
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第2条第 1 項の規定により、第34回あん摩マッサージ指圧師国家試験を次のとおり施行する。		
	なお、試験の実施に関する事務は、法第 3 条の 4 第 1 項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。		
	令和 7 年 9 月 1 日		
大阪府	厚生労働大臣 福岡 資麿	(1) 晴眼者 宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県及び鹿児島県	(2) 視覚障害者 各都道府県
	1 試験期日 令和 8 年 2 月21日（土曜日）		
	2 試験地		
大阪府		(3) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第 2 号）第 4 条に定める程度の著しい視覚障害があり、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者（法附則第18条の 2 第 2 項の規定により、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、法附則第18条の 2 第 1 項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、3 年以上、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能又は 5 年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和 8 年 3 月12日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）	(4) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）の施行の際（昭和 47 年 5 月15日）現に沖縄県内のあん摩マッサージ指圧師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第 2 条第 1 項に規定するあん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの
大阪府		5 受験手続	(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。 ア 受験願書 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第19号）様式第 5 号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。 なお、3 の(2)のイによる受験を希望する者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、3 の(2)のイを希望する者は、「DAISYーCDの使用希望」又は「読み上げ希望」と記載すること。
大阪府		イ 写真 出願前 6 月以内に脱帽正面で撮影した縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。 なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。	ウ 修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書 なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあつては、令和 8 年 3 月 12 日（木曜日）午後 5 時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。
大阪府		(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等 ア 受験に関する書類は、令和 7 年12月 1 日（月曜日）から同年12月19日（金曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に提出すること。 イ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前 9 時30分から午前12時までと午後 1 時から午後 5 時までとする。 ウ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和 7 年12月19日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。 エ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。 イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。	(3) 受験手数料 ア 受験手数料は、19,500円とし、受験手数料の額を公益財団法人東洋療法研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。 イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
大阪府		(4) 受験票の交付 受験票は、令和 8 年 1 月27 日（火曜日）に投函し郵送により交付する。	

6 合格者の発表 試験の合格者は、令和8年3月26日(木曜日)午後2時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人東洋療法研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7 受験に伴う配慮 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和7年11月5日(水曜日)までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8 試験に関する照会先 公益財団法人東洋療法研修試験財団 東京都台東区上野7丁目6番5号 V O R T上野Ⅱ6階 郵便番号110―0005 電話番号03(5811)1666 F A X番号03(5811)1667

はり師国家試験の施行

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「法」という。)第2条第1項の規定により、第34回ははり師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第3条の4第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。

令和7年9月1日

厚生労働大臣 福岡 資麿

1 試験期日 令和8年2月22日(日曜日)

2 試験地

(1) 晴眼者 北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

(2) 視覚障害者 各都道府県

3 試験科目及び試験方法

(1) 試験科目 医療概論(医学史を除く。)、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論、経絡経穴概論、はり理論及び東洋医学臨床論

ただし、同時にきゆう師国家試験を受けようとする者に対しては、はり理論又はきゆう理論以外の共通科目について、受験者の申請によりその一方の試験を免除する。

(2) 試験方法 筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。

ア 拡大文字、超拡大文字又は点字による受験

イ アの方法と試験問題を録音したD A I S Y―C Dの使用又は試験問題の読み上げの併用による受験

ただし、文部科学大臣の認定した学校の長、厚生労働大臣の認定した養成施設の長又は都道府県知事の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。

ウ 照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験

4 受験資格

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者(法第2条第1項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第18条の規定により学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。)であって、3年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校、厚生労働大臣の認定した養成施設又は都道府県知事の認定した養成施設において、はり師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの(令和8年3月12日(木曜日)までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。)

(2) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律(昭和63年法律第71号。以下「改正法」という。)の施行の際(平成2年4月1日)現に改正法による改正前の法第2条第1項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えていた者並びに改正法施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって、改正法施行後にその修得を終えたもの

(3) あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)第4条に定める程度の著しい視覚障害があり、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者(法附則第18条の2第2項の規定により、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなされる者を含む。)であって、法附則第18条の2第1項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、5年以上、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの(令和8年3月12日(木曜日)までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。)

(4) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和46年法律第129号)の施行の際(昭和47年5月15日)現に沖縄県内のはり師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第2条第1項に規定するはり師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの

5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア 受験願書 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第19号)様式第5号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍(中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類)に記載されている文字を使用すること。

なお、3の(2)のイによる受験を希望する者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、3の(2)のイを希望する者は、「D A I S Y―C Dの使用希望」又は「読み上げ希望」と記載すること。

イ 写真 出願前6月以内に脱帽正面で撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

ウ 修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあつては、令和8年3月12日(木曜日)午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に関する書類は、令和7年12月1日(月曜日)から同年12月19日(金曜日)までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に提出すること。

イ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日(土曜日及び日曜日を除く。)午前9時30分から午前12時までと午後1時から午後5時までとする。

ウ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和7年12月19日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、19,500円とし、受験手数料の額を公益財団法人東洋療法研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は、令和8年1月27日(火曜日)に投函し郵送により交付する。

- 6 合格者の発表 試験の合格者は、令和8年3月26日（木曜日）午後2時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人東洋療法研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。
- 7 受験に伴う配慮 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和7年11月5日（水曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
- 8 試験に関する照会先 公益財団法人東洋療法研修試験財団 東京都台東区上野7丁目6番5号 V O R T上野Ⅱ6階 郵便番号110―0005 電話番号03（5811）1666 F A X 番号03（5811）1667
- きゅう師国家試験の施行 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により、第34回きゅう師国家試験を次のとおり施行する。
- なお、試験の実施に関する事務は、法第3条の4第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。
- 令和7年9月1日 厚生労働大臣 福岡 資麿
- 1 試験期日 令和8年2月22日（日曜日）
- 2 試験地
- (1) 晴眼者 北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県
- (2) 視覚障害者 各都道府県
- 3 試験科目及び試験方法
- (1) 試験科目 医療概論（医学史を除く。）、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論、経絡経穴概論、きゅう理論及び東洋医学臨床論
- ただし、同時にはり師国家試験を受けようとする者に対しては、きゅう理論又ははり理論以外の共通科目について、受験者の申請によりその一方の試験を免除する。

- (2) 試験方法 筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。
- ア 拡大文字、超拡大文字又は点字による受験
- イ アの方法と試験問題を録音したD A I S Y―C Dの使用又は試験問題の読み上げの併用による受験
- ただし、文部科学大臣の認定した学校の長、厚生労働大臣の認定した養成施設の長又は都道府県知事の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。
- ウ 照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験
- 4 受験資格
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者（法第2条第1項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第18条の規定により学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、3年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校、厚生労働大臣の認定した養成施設又は都道府県知事の認定した養成施設において、きゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月12日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
- (2) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和63年法律第71号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成2年4月1日）現に改正法による改正前の法第2条第1項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって、改正法施行後にその修得を終えたもの
- (3) あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）第4条に定める程

- 度の著しい視覚障害があり、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者（法附則第18条の2第2項の規定により、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、法附則第18条の2第1項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、5年以上、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月12日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）の施行の際（昭和47年5月15日）現に沖縄県内のきゅう師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第2条第1項に規定するきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの
- 5 受験手続
- (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
- ア 受験願書 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第19号）様式第5号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。
- なお、3の(2)のイによる受験を希望する者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、3の(2)のイを希望する者は、「D A I S Y―C Dの使用希望」又は「読み上げ希望」と記載すること。
- イ 写真 出願前6月以内に脱帽正面で撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び

- 氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、台紙に所定の事項を記入して提出すること。
- なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
- ウ 修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書
- なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあつては、令和8年3月12日（木曜日）午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。
- (2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等
- ア 受験に関する書類は、令和7年12月1日（月曜日）から同年12月19日（金曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に提出すること。
- イ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前9時30分から午前12時までと午後1時から午後5時までとする。
- ウ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和7年12月19日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- エ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
- (3) 受験手数料
- ア 受験手数料は、19,500円とし、受験手数料の額を公益財団法人東洋療法研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。
- イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
- (4) 受験票の交付 受験票は、令和8年1月27日（火曜日）に投函し郵送により交付する。
- 6 合格者の発表 試験の合格者は、令和8年3月26日（木曜日）午後2時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人東洋療法研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7 受験に伴う配慮 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和7年11月5日（水曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8 試験に関する照会先 公益財団法人東洋療法研修試験財団 東京都台東区上野7丁目6番5 V O R T上野Ⅱ6階 郵便番 110—0005 電話番 03 (5811) 1666 F A X 番 03 (5811) 1667

臨床工学技士国家試験の施行

臨床工学技士法(昭和62年法律第60号。以下「法」という。)第11条の規定により、第39回臨床工学技士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第17条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人医療機器センターが行う。

令和7年9月1日

厚生労働大臣 福岡 資麿

1 試験期日 令和8年3月1日（日曜日）

2 試験地 北海道、東京都、大阪府及び福岡県

3 試験科目 医学概論（公衆衛生学、人の構造及び機能、病理学概論及び関係法規を含む。）、臨床医学総論（臨床生理学、臨床生化学、臨床免疫学及び臨床薬理学を含む。）、医用電気電子工学（情報処理工学を含む。）、医用機械工学、生体物性材料工学、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学及び医用機器安全管理学

4 受験資格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第4条の規定により学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。以下「**じ**。）」であって、法第14条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、3年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月13日（**曜日**）までに修**し**、又は **する**見込みの者を含む。）

学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅 388号）に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則（昭和63年厚生省令第19号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において2年（高等専門学校にあっては、5年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、1年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月13日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。(昭和63年厚生省告示第97号)

ア 人文科学のうち2科目

イ 社会科学のうち2科目

ウ 自然科学のうち2科目

エ 外国語

オ 保健体育

カ 公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち8科目

(3) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第14条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において1年（高等専門学校にあっては、4年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第3号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、2年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月13日（金曜日）までに修業し、又は**する**見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。(昭和63年厚生省告示第98号)

ア 人文科学のうち2科目

イ 社会科学のうち2科目

ウ 自然科学のう 2科目

エ 外国語

オ 保健体育

カ 公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のう 4科目

(4) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣が指定する科目を修めて **した者**（令和8年3月13日（**曜日**）までに **す**る見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣が指定する科目は、次のとおりである。(昭和63年厚生省告示 99号)

公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学、薬理学、免疫学、看護学概論、応用数学、医用工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、医用機器学概論、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学、医用機器安全管理学、臨床医学総論、関係法規及び臨床実習

(5) 外国の生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する学校若しくは養成所を **し**、又は外国で臨床工学技士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が(1)、**、**(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(6) 臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第2条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したもののにおいて、法施行の際（昭和63年4月1日）現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中であって、その修得を法施行後に終えた者

5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

ア 受験願書 規則様式第6号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

イ 写真 出願前6月以内に脱帽正面で撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人医療機器センターにおいて交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは臨床工学技士養成所又は公益財団法人医療機器センターにおいて、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ 4の(1)から(3)までに該当する者が提出する書類 修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ 4の(4)に該当する者が提出する書類

ア 卒業証明書又は卒業見込証明書

イ 4の(4)に規定する科目を修めたことを証する書類又は修める見込みであることを証する書類

エ 4の(5)に該当する者が提出する書類 臨床工学技士国家試験受験資格認定書の写し（公益財団法人医療機器センターに当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ 4の(6)に該当する者のうち、法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者が提出する書類 修業証明書又は卒業証明書

カ 4の(6)に該当する者のうち、法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中であって、その修得を法施行後に終えた者が提出する書類

ア 修業証明書又は卒業証明書

イ 昭和63年4月1日現在の在学証明書